

令和元年10月4日
政策経営部情報システム課

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、保育料の減免に関する事務について所要の整備を行う。(別表第1、別表第3関係)
- (2) 執行機関内において特定個人情報を利用することができる事務として、新たに子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を加える。(別表第2関係)
- (3) 執行機関が他の執行機関へ特定個人情報を提供することができる場合として、新たに子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務及び情報を加える。(別表第3関係)

3 施行期日

公布の日

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 新旧対照表

現行		改正案	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
27 教育委員会	江東区立幼稚園の保育料に関する条例(平成27年10月江東区条例第41号)、 <u>江東区私立幼稚園及び私立認定こども園の保育料に関する規則(平成28年3月江東区規則第11号)</u> 及び江東区公立幼稚園及び公立認定こども園に係る保育料に関する規則(平成27年11月江東区教育委員会規則第18号)による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	27 教育委員会	江東区立幼稚園の保育料に関する条例(平成27年10月江東区条例第41号)による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
(略)		(略)	
50 区長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの	50 区長
			子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
別表第3 (第5条関係)		別表第3 (第5条関係)	
(略)		(略)	

照会執行機関	事務	提供執行機関	特定個人情報
1 区長	児童福祉法による認可外保育施設の保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	区長	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
4 教育委員会	江東区立幼稚園の保育料に関する条例、 <u>江東区私立幼稚園及び私立認定こども園の保育料に関する規則及び江東区公立幼稚園及び公立</u>	区長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

照会執行機関	事務	提供執行機関	特定個人情報
1 区長	児童福祉法による認可外保育施設の保育料に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	区長	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
4 教育委員会	江東区立幼稚園の保育料に関する条例による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	区長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	認定こども園に係る保育料に関する規則による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの		
(略)			

(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。